広報
さわき
2019 August
8
No.509
令和元年8月

埴科消防ポンプ操法大会

第２分団・第10分団ともに優勝！

※関連記事18ページ

水害・土砂災害時の避難情報の伝え方が変わりました

警戒レベル4で全員避難！

「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府【防災担当】)が改定され、**「住民は、自らの命は自らが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる」**との方針が示されました。この方針に沿って町や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、６月から、５段階の警戒レベルを明記した防災気象情報を提供することとなりました。

＜避難情報等＞

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 〈町が発令〉
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) 〈町が発令〉
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〈町が発令〉
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〈気象庁が発令〉
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〈気象庁が発令〉

＜防災気象情報＞

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル５相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報　等

警戒レベル４相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報　等

警戒レベル３相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報　等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

【警戒レベル３】や【警戒レベル４】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。

町が発令する避難情報等は、同報系防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機から放送するとともに、各連携先の**「町ホームページ」「すぐメール」「ツイッター」「坂城町防災ＷＥＢ」「上田ケーブルビジョンのＬ字放送」「緊急速報メール」**に配信します。また、警報級以上の防災気象情報については、気象庁からの発表に伴い、Ｊアラートから自動的に同報系防災行政無線を通じてお知らせします。(情報の危険度によって配信先が変わります。)

住民の皆さんには、発令される警戒レベルごとのとるべき行動を理解していただき、あらかじめ家庭や職場等で、具体的な避難の手順を話し合ったり、ハザードマップ等で、危険箇所や避難場所を確認しておくことで、いざという時のスムーズな避難行動につながります。

◎**問い合わせ先**　企画政策課まち創生推進室　☎82－3111(内線 223)　直通 75－6211

毎年８月30日～９月５日は防災週間です

近年、地震や集中豪雨などの大規模な自然災害が多く発生し、甚大な被害がもたらされています。このような自然災害による被害を最小限にとどめるためには、私たち一人ひとりが災害・防災に対する知識を深め、食料品などの備蓄や避難場所・避難経路の確認を行うなど、日頃からの備えが必要です。また、地域のつながりや助け合いといったネットワークづくりも、災害発生時において重要となってきます。

町では、下記のとおり防災訓練を行います。いざという時に備えて、積極的に参加しましょう。都合により参加できない方や対象地区以外の方も、この機会にハザードマップ等を再確認し、ご家族や周りの方と防災について話し合いをしましょう。

対象地区の世帯には、訓練内容を記載したチラシを配布していますので、ご覧ください。

総合防災訓練

日時　９月１日(日)
午前７時30分～

場所　南条小学校グラウンド及び体育館

対象　南条地区

訓練内容　大規模な地震災害が発生したことを想定した避難訓練のほか、住民の皆さんにもご参加いただく各種訓練を行います。

当日は、訓練用の情報を、防災行政無線(同報系)の屋外スピーカー及び戸別受信機から放送するとともに、防災ＷＥＢ、すぐメール、ツイッター、上田ケーブルビジョンのＬ字放送に配信するほか、左記時間帯には町に滞在する方に向けて緊急速報メールを配信します。

・午前７時30分～45分頃

専用の警告音が鳴ります

※緊急速報メールは、マナーモードでも警告音が鳴ります。鳴らないようにするためには、携帯電話の電源をお切りください。

◎**問い合わせ先**　住民環境課生活安全係　☎82－3111(内線 124) 直通 75－6204

後期高齢者医療保険・国民健康保険のお知らせ

◎問い合わせ先　福祉健康課保険係　☎82－3111（内線133）直通75－6205

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険の新しい保険証は桃色です

８月１日から、**後期高齢者医療保険の保険証が新しくなりました。**医療機関などで受診するときは、新しい保険証をお使いください。保険証は７月下旬に郵送しましたので、住所・自己負担割合などの記載内容をご確認いただき、誤りがありましたら福祉健康課保険係へご連絡ください。

古い保険証は８月１日以降使えませんので、役場へ返却していただくか、各自で破棄するなど必ず処分してください。新しい保険証の色は**「桃色」**に変更となりました。

▶保険証の見本

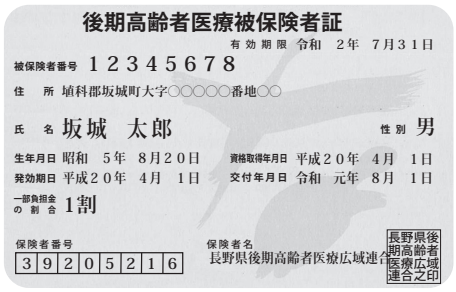

▼このクリーム色の封筒で届きます

国民健康保険

国民健康保険（以下…国保）に加入するときや、やめるときは、届出が必要となります。国保から社会保険（以下…社保）への異動、社保から国保への異動は、忘れずに届出をお願いします。

加入の届出が遅れると…

届出日ではなく、加入資格が発生した日（転入日または社会保険資格喪失日など）までさかのぼり、**保険税を納めることになります。**その間、保険証がないと、**医療費は全額自己負担になります。**

【国保加入に必要なもの】

・社会保険資格喪失証明書等（**離職票ではありません**）
・印鑑

喪失の届出が遅れると…

社保などに加入した場合、国保に届出がないと、喪失状況が分からず、**保険税の課税が続きます。**

【国保喪失に必要なもの】

・新しい社保等の保険証または資格取得証明書等
・国保の保険証　　・印鑑

医療費の一部負担金の減免について

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により、窓口での支払額の減免や徴収猶予が認められる場合がありますので、ご相談ください。

保険切替え手続き中の受診について

社保等に加入した際の「加入日」は、皆さんのお手元に社保保険証が「届いた日」ではなく、**保険証に記載された「資格取得年月日」です。**国保の資格喪失は、社保等の資格取得年月日が基準となります。

この切替え手続きの間に医療機関で受診する際は、**必ず医療機関に手続き中であることを伝えてください。**社保資格取得日以降に国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費は返還していただくことになります。

高齢受給者証が更新に

８月１日から、70歳以上75歳未満の方の**高齢受給者証が新しくなりました。該当される方には、７月下旬に新しい受給者証を郵送しましたので、８月以降に病院や薬局に行くときは、保険証と新しい高齢受給者証を忘れずにお持ちください。**

限度額適用認定証の申請をお忘れなく

医療費が高額になる場合、医療機関に提示することで窓口での支払額を限度額までにするための**「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年７月31日までとなっています。８月以降に引き続き認定証が必要な場合は、忘れずに役場福祉健康課にて交付申請をお願いします。**

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

期限までに「現況届」や「所得状況届」の提出をお願いします

毎年、児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は「現況届」と「生計維持関係等申出書」の提出が必要です。受給者の皆さんには届出書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。

●児童扶養手当「現況届」

届出期間 8月1日(木)～9月2日(月)　※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 ひとり親家庭など(父または母が重度の障がいがある場合を含む)で18歳未満の児童を養育している方

※児童扶養手当受給から5年を経過された方には**「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」**を送付してあります。該当される方は、あわせて提出してください。

●特別児童扶養手当　「所得状況届」

届出期間 8月9日(金)～9月11日(水)　※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 20歳未満で精神、又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父もしくは母、又は父母に代わって児童を監護している方

●特別障害者手当・障害児福祉手当　「現況届」と「生計維持関係等申出書」

届出期間 8月9日(金)～9月11日(水)　※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 (1)特別障害者手当　日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者(障がいを重複して有する方)

(2)障害児福祉手当　日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児

※各種手当については、新規で受給したい方や現在手当を受給していて状況が変化した方などからの相談を随時受け付けていますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

未婚のひとり親の方へ

児童扶養手当受給者の方に給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親の方**に対し、令和元年度に臨時・特別措置として給付金が支給されます。

●支給額　17,500円　　**●申請期間**　令和元年8月1日(木)～12月2日(月)

●支給時期　令和2年1月児童扶養手当支払日と同日に支給

●対象者　婚姻(法律婚)をしたことがない方で、児童扶養手当の支給を受けている方

※過去に婚姻したことがある方や、離婚後、未婚で出産した場合は、婚姻歴有りとなるため、本給付金の対象とはなりません。

上記に該当し、児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きの際、給付金の申請受付も同時に行います。新たに児童扶養手当の手続きを行う方は個別にご相談ください。

◎**問い合わせ先**　福祉健康課福祉係　☎82－3111(内線136)　直通75－6205

令和元年度第１回坂城経営フォーラム

「長野県の塑性加工とともに」～CAE解析でモノづくりを支援～

公益財団法人さかきテクノセンターは、今年４月から前長野県工業技術総合センター所長が新センター長に就任し、新体制でスタートしました。新元号「令和」のスタートにあたり、今回の坂城経営フォーラムでは、新センター長が長年、県工業技術総合センターで企業支援をされてきた経験をもとにお話しいただきます。

長野県産業の基盤技術の一つである精密金型や精密プレス加工などの塑性加工分野を中心に、当時の地域産業が抱える技術課題に対して、いち早くコンピュータ技術を用いた CAD/CAE 技術の活用と普及を目指したものづくり支援により、中小企業の基盤技術力向上に努めてこられ、これら多くの支援事例から、企業の強みである基盤技術力向上に取り組まれた内容についてお話しいただきます。また、最近の県工業技術総合センターの取り組みについてもご紹介いただきます。

企業経営者や関係者の皆さんなど、大勢の方のご参加をお待ちしています。

日　時　８月21日（水）午後３時～４時30分

場　所　坂城テクノセンター　大研修室

聴講料　無料

主　催　公益財団法人さかきテクノセンター

講　師

工藤 誠一 氏

公益財団法人
さかきテクノセンター
センター長

◎問い合わせ先　（公財）さかきテクノセンター　☎82－0001
FAX：82－0002　e-mail：techno@sakaki-tc.or.jp

坂城町プレミアム付商品券の販売について

町では、令和元年10月から予定されている消費税率10%への引き上げによる消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、町民税が非課税世帯の方と子育て世帯の方を対象にプレミアム付商品券の販売を行います。（広報さかき６月号、７月号もあわせてご覧ください。）

◆商品券購入引換券の交付申請

商品券の購入対象要件に該当すると思われる方に、順次「商品券購入引換券交付申請書」を郵送しますので、必要事項を記入し、役場商工農林課までご提出ください。３歳未満のお子さんがいる世帯主の方は、引換券の交付申請は不要となり、直接「商品券購入引換券」が郵送されます。

◆配偶者からの暴力（DV）を理由に住民票を異動していない方

配偶者からの暴力を理由に、他の市町村から住民票を異動せずに現在坂城町にお住まいの方は、坂城町で申請を受け付けることができる場合もありますので、下記までお問い合わせください。

◆特殊詐欺にご注意ください！

商品券を販売するために、町職員が手数料の振込みなどを求めることは絶対にありません。また、銀行や郵便局、コンビニエンスストアのATM操作をお願いすることも絶対にありません。

◆【事業者の方】商品券取扱い店の募集について

商品券をお取扱いいただくためには、店舗ごとに事前登録が必要になります。詳細等については、下記または商工会（℡82－3351）までお問い合わせください。

◎問い合わせ先　商工農林課商工観光係　☎82－3111（内線 153）　直通 75－6207

保健センターだより
保健センター
☎82－3111（内線511）
直通75－6230

熱中症に注意しましょう！！

近年、熱中症が原因で救急搬送される方が増えています。その中でも、高齢者が約半分を占めています。
８月は熱中症のピークといわれています。十分注意しましょう。

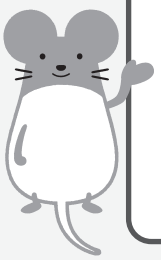

当てはまる人は要注意

・高齢者
・子ども（特に乳幼児）
・肥満体型の人
・暑さになれていない人
・持病を持っている人　など

熱中症予防のポイント

・こまめな水分補給
（1時間にコップ1杯程度）
・保冷剤や冷たいタオルなどによる身体の冷却
・綿や麻などの通気性の良い衣類の着用

《室内では…》
・扇風機やエアコンを利用して、室温を調節しましょう。無理な節電は禁物です。
・遮光カーテンやすだれ、打ち水を利用しましょう。
・入浴前後は水分を摂りましょう。

《屋外では…》
・帽子や日傘を利用して直射日光を避けましょう。
・農作業などの際は、こまめに休憩をとりましょう。
・冷たいタオルやペットボトル、水筒を持参するようにしましょう。

熱中症と疑われる人を見たら…

・エアコンの効いた室内や風通しの良い場所など、涼しい所に移動させましょう。
・衣服をゆるめ、濡れタオルや保冷剤などで首・脇の下・足の付け根を冷やしましょう。
・**意識がない、自力で水が飲めない、自力で動けないなどの場合は、すぐに救急車を呼びましょう。**

令和元年度

さかきブランド事業が決定しました

この補助金は、坂城町を広くＰＲできる商品の開発、またはその販売の取組みを支援し、さかきブランドの創出を図るものです。

７月１日(月)に事業審査会を開催し、申請者によるプレゼンテーション及び書類審査により、下表のとおり補助金の交付が決定しました。

申請者	事業名	内容	事業費	交付決定額
塩野入　梓	ハーブベジソルト・ハーブボトルの改良	自家栽培のハーブと伝統野菜のねずみ大根の葉を使ったハーブベジソルトの商品化。また、自家栽培ハーブのハーブボトルの商品改良。	494,400円	**200,000円**
坂城葡萄酒醸造株式会社	坂城産シナノゴールドを使った林檎酒の商品化	町内りんご農家のシナノゴールドを使い、醸造した林檎酒の商品化。また、この林檎酒を贈答用として利用するための包装袋を作製。	440,000円	**200,000円**

◎**問い合わせ先**　商工農林課農業振興係　☎82－3111(内線152)　直通75－6207

長野圏域事業　独身男性限定 婚活カフェ～選ばれる自分になる！～

婚活イベントに参加する際のポイントなど、婚活のスキルをシーン別に学びます。

日時：９月11日（水）　午後７時30分～９時30分　　**場所**：喫茶CHOUCHOU（長野市役所第一庁舎１階）

対象：長野圏域（長野市・須坂市・千曲市・坂城町・高山村・信濃町・小川村・飯綱町）在住・在勤の25～39歳の独身男性

定員：50人程度（先着順）　　**参加料**：無料（軽食、ドリンク付き）

申込方法：事前に、結婚応援ポータルサイト「ご縁ながの・ココカラ」内の申し込みフォームからお申込みください。

※下記掲載の「移住婚活ツアー」へ参加を希望しない方も参加できます。

◎問い合わせ先　・福祉健康課福祉係　☎82－3111（内線132）　直通75－6205
・㈱共立プランニング　☎026－238－8860

長野圏域事業　移住婚活ツアー「ナガノスタイル de 縁結び」

長野圏域内を周遊し、自然や食などの地域の魅力を満喫しながら、異性と出会う１泊２日の体験ツアーを開催します。

日程：10月12日（土）～13日（日）【１泊２日】　　**行き先**：長野圏域内を周遊（長野市・須坂市・高山村）

対象：25～39歳の独身者（男性は長野圏域在住・在勤の方、女性は長野圏域外在住・在勤の方）

定員：男性20人（多数の場合は抽選）　　**参加料**：10,000円

申込方法：９月16日（月・祝）までに、結婚応援ポータルサイト「ご縁ながの・ココカラ」内にある日本旅行ホームページ内の申し込み専用URLからお申込みください。

※男性参加者は、上記掲載の「婚活カフェ」の参加者を優先します。

◎問い合わせ先　・福祉健康課福祉係　☎82－3111（内線132）　直通75－6205
・㈱共立プランニング　☎026－238－8860

町内企業の皆さんへ

無料求人サイトに求人情報を掲載しませんか

町では、移住定住を促進するため、今年度から県と共同で、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）、愛知県または大阪府から町内に移住し、県が開設する求人掲載サイト（以下、「マッチングサイト」）の求人に応募して採用された方に、移住支援金（最大１００万円）を支給する制度を開始します。

このマッチングサイトに、求人広告を掲載する企業等を募集しています。（掲載費は無料です。）

対象法人の要件

マッチングサイトに求人を掲載する企業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等となります。

①官公庁等でないこと
②資本金又は出資金の額が10億円以上の法人でないこと
③みなし大企業でないこと
④本社所在地が長野県内にある法人であること
⑤雇用保険の適用事業主であること
⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
⑦暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
⑧県税の未納がないこと

求人の要件

マッチングサイトに掲載する求人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する求人となります。

①雇用形態は、週20時間以上の無期雇用であること
②勤務地は、東京圏以外の地域であること
③長期雇用を前提とする求人であること

その他、登録申請方法や提出書類については、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先
企画政策課企画調整係
☎８２－３１１１（内線２２４）
直通７５－６２１１

令和元年度　坂城町職員採用試験 受験案内

区　分		採用予定人員	資　　格
大学卒	行 政（新卒）	若干名	平成５年４月２日から平成10年４月１日までに生まれた方で、学校教育法による４年生大学以上を卒業、または令和２年３月までに卒業見込みの方。
大学卒程度	行 政（社会人）		昭和58年４月２日以降に生まれた方で、大学卒業程度の学力を有し、企業などで１年以上の勤務経験がある方。
大学・高専卒	行政【土木】（新卒）		昭和58年４月２日以降に生まれた方で、４年生大学または高等専門学校の土木の専門課程を卒業、または令和２年３月までに卒業見込みの方。
大学・高専卒程度	行政【土木】（社会人）		昭和58年４月２日以降に生まれた方で、４年生大学または高等専門学校の土木の専門課程卒業程度の知識を有し、土木技術者として１年以上の勤務経験がある方。
大学卒程度	管理栄養士（新卒）		昭和58年４月２日以降に生まれた方で、管理栄養士の資格を有する方、または令和２年４月１日までに確実に取得できる見込みの方。
	管理栄養士（社会人）		昭和58年４月２日以降に生まれた方で、大学卒業程度の学力及び管理栄養士の資格を有し、管理栄養士として１年以上の勤務経験がある方。

受 験 資 格

- **令和２年４月１日時点で坂城町に住所登録がされている方とします。**
- 次のいずれかに該当する方は受験できません。
  1）日本の国籍を有しない方　**2**）地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方

受 験 手 続 き

受験申込書及び履歴書

- **郵便で請求する場合は、**封筒の表に**「坂城町職員募集要項 請求」**と朱書し、92円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封して坂城町役場総務課総務係へ郵送してください。
  ※町ホームページ（http://www.town.sakaki.nagano.jp/）にも募集要項・受験申込書・履歴書を掲載します。
- 受験申込書及び履歴書に、本人が必要事項を記入し、坂城町役場総務課総務係（庁舎２階）に持参、または郵送してください。

（受験申込書及び履歴書に記載された個人情報は適正に管理し、職員採用試験のみに使用します。）

受付期間　令和元年８月１日（木）～８月16日（金）

受付時間　平日午前８時30分～午後５時15分　**※郵送の場合は、８月16日の消印のあるものまで有効**

受 験 票　受付期間終了後に郵送します。９月６日（金）までに届かない場合は、お問い合わせください。
なお、受験票には履歴書と同一の写真を貼付してください。

試験の方法及び内容

第１次試験　**日時：**令和元年９月22日（日）午前10時（受付開始：午前９時30分）　**場所：**坂城町役場

教養試験（新卒の方）、社会人基礎試験（社会人の方）、専門試験（行政・行政【土木】・管理栄養士）、各種検査（全試験区分）を実施します。詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

第２次試験　日時・場所は、10月中旬までに第１次試験合否通知書で通知します。
最終学校卒業（または見込み）証明書、同校成績証明書の提出を求めます。
面接試験：個別面接による試験　　**作文試験**：一般事項などについての作文試験
資格検査：受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否についての調査

結果発表・採用

結果発表　第２次試験の結果は12月中旬頃までに通知します。

採　　用　最終合格者（第２次試験合格者）は、令和２年４月１日以降に採用する予定です。ただし管理栄養士は、管理栄養士の資格を取得できなかった場合は採用しません。また、採用後の健康管理の参考とするため、健康診断書（様式指定・医療機関で受検）の提出を求めます。

◎**問い合わせ先**　〒389－0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050番地　坂城町役場総務課総務係
☎0268－82－3111（内線212）　直通0268－75－6210　Eメール soumu@town.sakaki.nagano.jp

10月１日から　町施設の使用料等が変わります

令和元年10月１日からの消費税率改定にあわせ、町施設の使用料等の改定を行いますので、ご理解をお願いします。なお、びんぐし湯さん館など、指定管理者が管理運営する施設の使用料等の改定については、各施設の指定管理者よりお知らせがされる予定です。

●坂城町ふれあいセンター

項目		単位	現行	改定後
教養娯楽室	午前（午前9時～正午）	―	960円	1,000円
	午後（正午～午後5時）	―	1,600円	1,670円
	夜間（午後5時～10時）	―	1,600円	1,670円
	昼間（午前9時～午後5時）	―	2,440円	2,550円
機能回復訓練室	午前（午前9時～正午）	―	480円	500円
	午後（正午～午後5時）	―	800円	830円
	夜間（午後5時～10時）	―	800円	830円
	昼間（午前9時～午後5時）	―	1,160円	1,210円
研修室１・２	午前（午前9時～正午）	―	320円	330円
	午後（正午～午後5時）	―	530円	550円
	夜間（午後5時～10時）	―	530円	550円
	昼間（午前9時～午後5時）	―	770円	800円
調理実習室	午前（午前9時～正午）	―	480円	500円
	午後（正午～午後5時）	―	800円	830円
	夜間（午後5時～10時）	―	800円	830円
	昼間（午前9時～午後5時）	―	1,160円	1,210円
男女浴室・障害者浴室	20歳以上の者１人につき	1回	200円	200円
暖房使用料１基		時間	100円	100円

●学校施設の開放

項目		単位	現行	改定後
南条小学校特別教室	冷暖房使用	30分	700円	710円
	上記以外	30分	500円	510円
小中学校体育館	照明使用料	30分	200円	210円
坂城中学校特別教室	照明使用料	30分	200円	210円
村上小学校グランド照明使用料	特に認めた者	時間	無　料	無　料
	町内の公共的団体・社会教育団体	時間	1,200円	1,250円
	町内の事業所	時間	1,800円	1,880円
	町外の公共的団体・社会教育団体	時間	1,800円	1,880円
	町内一般者	時間	1,800円	1,880円
	町内一般者と町外一般者の共同使用	時間	2,400円	2,510円

●坂城町隣保館

項目		現行	改定後
大会議室【冷暖房使用】	午前（午前9時～正午）	740円	770円
	午後（正午～午後5時）	1,260円	1,320円
	夜間（午後5時～10時）	1,260円	1,320円
	昼間（午前9時～午後5時）	1,990円	2,080円
	昼夜（正午～午後10時）	2,520円	2,640円
	全日（午前9時～午後10時）	3,260円	3,410円
大会議室【冷暖房使用なし】	午前（午前9時～正午）	530円	550円
	午後（正午～午後5時）	840円	880円
	夜間（午後5時～10時）	840円	880円
	昼間（午前9時～午後5時）	1,360円	1,420円
	昼夜（正午～午後10時）	1,680円	1,760円
	全日（午前9時～午後10時）	2,210円	2,310円
小会議室（和室）料理教室教養娯楽室【冷暖房使用】	午前（午前9時～正午）	210円	220円
	午後（正午～午後5時）	370円	380円
	夜間（午後5時～10時）	420円	440円
	昼間（午前9時～午後5時）	580円	600円
	昼夜（正午～午後10時）	790円	820円
	全日（午前9時～午後10時）	990円	1,030円
小会議室（和室）料理教室教養娯楽室【冷暖房使用なし】	午前（午前9時～正午）	160円	160円
	午後（正午～午後5時）	260円	270円
	夜間（午後5時～10時）	310円	320円
	昼間（午前9時～午後5時）	420円	440円
	昼夜（正午～午後10時）	580円	600円
	全日（午前9時～午後10時）	740円	770円

●し尿・家庭雑排水汚泥処理

項目		単位	現行	改定後
し尿処理	一般料金	18ℓ	126円	128円
	付加40m～60m	1件	143円	145円
	付加61m～	1件	287円	292円
家庭雑排水	100ℓ未満の浄化槽	1基	1,540円	1,560円
	100～149ℓ	1基	1,750円	1,780円
	150～199ℓ	1基	1,950円	1,980円
	200～249ℓ	1基	2,160円	2,200円
	250ℓ～（50ℓ増すごとに加算）	―	310円	310円

●坂城町文化センター

項目		単位	現行	改定後
大会議室		時間	800円	830円
中会議室		時間	400円	410円
和室・相談室・クラブ室１		時間	200円	210円
クラブ室２		時間	150円	160円
冬季暖房料（休日に大会議室で暖房使用する場合のみ）		時間	1,500円	1,570円

●文化センター体育館

項目		単位	現行	改定後
専用する場合	休日	時間	2,500円	2,610円
	平日	時間	2,000円	2,090円
専用しない場合	高校生・一般	時間	100円	100円
	中学生以下	時間	50円	50円
電気料		時間	900円	940円
暖房料	冬季（11月～3月）	時間	1,500円	1,570円
器具等の加算	バレーボール・バスケットボール	一式	500円	520円
	バトミントン・卓球	一式	200円	200円

●坂城町武道館

項目		単位	現行	改定後
専用する場合	休日	時間	1,000円	1,040円
	平日	時間	800円	830円
専用しない場合	高校生・一般	時間	100円	100円
	中学生以下	時間	50円	50円
電気料		時間	500円	520円

●坂城町運動場

項目		単位	現行	改定後
文化センターグランド		時間	700円	730円
鼠橋運動公園運動場		時間	500円	520円
坂城町運動公園運動場		時間	500円	520円
坂城町運動公園野球場		時間	700円	730円
文化センターグランド照明使用料	特に認めた者	時間	無　料	無　料
	町内の公共的団体・社会教育団体	時間	2,000円	2,090円
	町内の事業所	時間	3,000円	3,140円
	町外の公共的団体・社会教育団体	時間	3,000円	3,140円
	町内一般者	時間	3,000円	3,140円
	町内一般者と町外一般者の共同使用	時間	4,000円	4,190円
	町外一般者	時間	9,000円	9,420円

●坂城町中心市街地コミュニティセンター

項目		単位	現行	改定後
施設使用料	多目的ホール	時間	650円	680円
	交流ホール	時間	400円	410円
	会議室１・２	時間	300円	310円
冷暖房料	夏季（7～9月）・冬季（11～3月）	時間	200円	210円
器具備品使用料	ビデオプロジェクター	日	200円	200円

●びんぐしの里公園

項目		単位	現行	改定後
テニスコート場	一般	時間	600円	620円
	中学生以下	時間	300円	310円
	照明使用料	時間	400円	410円
野外ステージ		時間	800円	810円
	控室使用の場合1室につき加算	時間	100円	100円
屋内ゲートボール場		4時間	2,000円	2,090円
	照明使用料	4時間	1,000円	1,040円
テニス用具使用（一式）	一般	1回	200円	200円
	中学生以下	1回	100円	100円

●シンフォニックヤード

項目	単位	現行	改定後
野外ステージ	時間	600円	620円

●和平公園

項目		単位	現行	改定後
山の家（一般）	日帰り	人	100円	100円
	宿泊	人	200円	210円
山の家（中学生以下）	日帰り	人	50円	50円
	宿泊	人	150円	160円
バンガロー	日帰り	棟	1,500円	1,570円
	宿泊	棟	3,000円	3,140円
毛布貸出		枚	100円	100円

●坂城町文化の館

項目	単位	現行	改定後
第一研修室	時間	200円	210円
茶室	時間	150円	160円
展示室	時間	350円	360円
創作室２	時間	200円	210円
第二研修室	時間	150円	160円
野だて室	時間	100円	100円
創作室１	時間	300円	310円
茶道具	一式	300円	310円

お知らせ

8月の税の納期

町県民税（第2期）
国民健康保険税（第2期）
介護保険料（第2期）
納期限は9月2日（月）

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニなどで納めてください。（介護保険料はコンビニでは納付できません。）

口座振替は、9月2日（月）に指定口座から振替をしますので、振替日前日までに残高をご確認ください。

納付方法や口座の変更を希望される場合は、8月22日（木）までにご連絡ください。（ゆうちょ銀行は次の期からの振替になります。）

◎連絡・問い合わせ先
総務課収納推進係
☎82―3111（内線142）
直通75―6206

町敬老祝事業 9月に敬老祝いをお渡しします

町では、高齢者の方に敬老の意を表し長寿をお祝いするため、毎年9月に、該当される方に敬老祝いをお渡ししています。

該当者　次の(1)もしくは(2)に該当し、9月1日現在で、町内に住所を有する方

(1)今年度99歳以上の方（大正10年3月31日以前生まれの方）

(2)今年度88歳になる方（昭和6年4月1日～昭和7年3月31日生まれの方）

※養護老人ホームなど福祉施設に入所されている方は対象になりません。

該当される方には訪問日時などについて個別に通知をしますが、要件に該当する方で8月中に通知の届かない方はご連絡ください。

◎連絡・問い合わせ先
福祉健康課福祉係
☎82―3111（内線136）
直通75―6205

献血にご協力を！

保健センターに献血バスが来ます。輸血を必要としている方の尊い命を救うため、多くの皆さんのご協力をお願いします。

日時　8月8日（木）
午後1時15分～3時

【採血基準（全血献血400ml）】
・年齢　男性17～69歳
女性18～69歳
※65～69歳の方は、60～64歳の間に献血経験のある方に限ります。
・体重　50kg以上

他に血圧、血色素量、献血回数などの基準があります。

◎問い合わせ先
保健センター
☎82―3111（内線511）
直通75―6230

第48回坂城町文化祭 出品者・出演者募集！

第48回坂城町文化祭を開催するにあたり、展示作品や芸能公演の出演者を募集します。皆さんでつくる文化祭です。日頃、手がけている作品や習っている歌、踊り・演奏など、この機会に発表してみませんか。

期日　10月26日（土）・27日（日）
会場　**【作品展示】**
文化センター、文化センター体育館、格致学校
【芸能公演】
文化センター（大会議室）
【お茶席】文化の館
申込期限　8月8日（木）
※代表者会議が9月3日（火）午後7時から行われます。

◎申込・問い合わせ先
坂城町公民館（文化センター内）
☎82―2069

農地パトロール【利用状況調査】を実施します

農業委員会では、8月中旬から下旬にかけて、町内全農地を対象とした農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

農地の利用状況の把握と遊休農地の発生防止・解消、違反転用対策等のため、農業委員会と役場職員が町内を巡回し調査します。遊休農地や違反転用農地を発見した場合は、土地の所有者等に対し指導を行います。

調査にあたり、農地内に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先
農業委員会事務局
☎82―3111（内線156）
直通75―6207

時間外保育士を募集します

町立保育園では、時間外保育士を募集します。かわいい子どもたちに囲まれて保育をしてみませんか。年齢は不問です。

応募資格
保育士の資格を有する方
勤務内容
町内3保育園の時間外保育士
勤務時間
午後4時～7時（南条保育園は午後7時30分まで）
※勤務時間についてはご相談ください。
給与　時間給1200円
応募方法
履歴書を坂城保育園まで提出してください。
※詳しくは左記までお問い合わせください。

◎申込・問い合わせ先
坂城保育園
☎82―2111

児童館の厚生員（補助員）を募集します

町の児童館では、厚生員（補助員）を募集しています。

勤務内容
○南条・坂城・村上の各児童館の厚生員（補助員）
○午後から夕方までの勤務で、8月から3か月間
募集期間
8月1日（木）～15日（木）
※詳しくは左記までお問い合わせください。

◎申込・問い合わせ先
教育文化課子ども支援室
☎82―3111（内線253）
直通75―6209

Pick Up Information

し尿・家庭用雑排水汚泥収集休業日のお知らせ

●し尿収集の休業日

8月10日(土)～8月18日(日)

申込先:㈱アクティブ　☎82－3675

●家庭用雑排水汚泥収集の休業日

8月10日(土)、11日(日)、12日(月)、14日(水)、15日(木)、16日(金)、18日(日)

申込先:㈱アスター　☎026－273－2610

☆休業期間の前後は大変混み合いますので、お早めにお申込みください。

◎問い合わせ先　住民環境課環境保全係
☎82－3111(内線125)
直通75－6204

女と男かがやき川柳作品募集

坂城男女共同みんなの会では、『男女共同参画』をテーマにした川柳を募集します。

個性と能力が発揮でき、夢や可能性に誰もがチャレンジできる男女共同参画社会の実現に向け、家庭や職場・学校など日常生活で感じたことを、五・七・五に託してお寄せください。

応募方法

持参・郵送・ＦＡＸ・メールで次のことを記載して応募してください。

①川柳(一人3句以内)
②住所・連絡先電話番号
③氏名(ふりがな)、ペンネームは7文字以内でお願いします。本名も必要です。

応募期間　8月26日(月)まで

◎応募・問い合わせ先

坂城男女共同みんなの会事務局(隣保館内)
坂城町大字坂城１０１４０－２
電話・ＦＡＸ　８２－６６０３
メール：jinken@town.sakaki.nagano.jp

県営住宅8月統一募集

受付期間

8月20日(火)～29日(木)
※ただし、24日(土)を除く

受付場所

長野県住宅供給公社3階

募集団地等

8月上旬頃から、長野県住宅供給公社ホームページに掲載します。

◎問い合わせ先

長野県住宅供給公社県営住宅課
☎０２６－２２７－２３２２

消費税軽減税率制度説明会を開催します

軽減税率制度は、多くの事業者の皆さんに影響のある制度です。もう準備はお済みですか。事業者の方ならどなたでも参加できますので、お気軽にご来場ください。

日時

8月27日(火)、28日(水)、29日(木)
①午後1時～2時30分
②午後3時～4時30分

会場

上田税務署別館2階会議室

当日のプログラム

○軽減税率制度の概要(対象品目、帳簿・請求書の記載方法等)
○キャッシュレス・消費者還元事業
○軽減税率制度対策補助金
○適格請求書等保存方式の概要

◎問い合わせ先

上田税務署法人課税第一部門
☎０２６８－２２－１２３４

福祉の職場説明会を開催します

「福祉の職場を詳しく知りたい」または「就職を考えたい」という方のために、福祉の職場説明会(職場や仕事・資格の説明、面談)を行います。福祉事業所の方と直接面談することができます。詳しくは、長野労働局ホームページ、または長野県福祉人材センターホームページをご覧ください。

日時　8月2日(金)
午後1時30分～3時30分

会場　メルパルク長野
(長野市鶴賀７５２－８)

◎問い合わせ先

・ハローワーク篠ノ井
☎０２６－２９３－８６０９
・長野県福祉人材センター
☎０２６－２２６－７３３０

広　告　枠

空手道 氣動流

がんばる空手道　坂城教室　稽古生募集

毎週金曜日　坂城町武道館　PM4:30～5:30
(対象生徒:　幼児、小学生、中学生)

空手を通じて礼儀作法、相手を思いやる感謝の心を育てます。
元気！勇気！やる気！心の強さを教えます。
楽しさいっぱい！笑顔がいっぱい！の道場です。

お問合せ：がんばる空手道代表　池上まで　090-2559-8679

見学！体験！
大歓迎です！
お気軽にお越し下さい。

学校だより

坂城中学校３年２組　水出帆香

「清掃と向き合う」

私は、坂城中学校の整美委員長を務めています。坂城中学校では、清掃の前に全校で「黙想」を行なっています。黙想の時間は委員長として、全校が清掃にきちんと向き合えるような放送をするように心がけています。

清掃を好きな人はなかなかいないと思います。清掃の時間になると「嫌だな」という声が聞こえてきて、私は少し残念な気持ちになります。「中学校」という名の社会の中で生活していくためには、人のために行動することも大事ではないでしょうか。嫌という気持ちを変えることは簡単ではありませんが、毎日の黙想で放送を聞くことを通して少しずつ意識を変えていってほしいと思っています。

私は「一流」という言葉を大切にしています。清掃のあり方を考え、やらされる清掃ではなく、自らやる清掃をすることが今年の坂城中学校の清掃の目標です。自らやるからこそ、「一流」の清掃だと言えると私は思っています。

清掃に終わりも正解もないです。なぜなら、自分が満足した時点で清掃への意欲を失うからです。毎日15分しかない清掃で、どれだけ満足せずに清掃を行なえるか、その大切さをこれからも黙想の放送で全校生徒に伝えていかれたらと思います。

全校の清掃への意識を高め、「一流の清掃」を目指し、私自身がこれからも終わりのない清掃と向き合っていきます。

食育だより

食育・学校給食センター
☎82―2559

夏の食事や生活 こんなことに気をつけよう！

朝ごはんをしっかり食べよう！

１日３回の食事は生活リズムを整えるために大切な働きをします。特に朝ごはんは１日のスタートの大切な食事です。汁物や飲み物のある食事は、水分補給にも役立ちます。

食中毒に気をつけよう！

夏は細菌による食中毒が多く発生します。食事や調理前の手洗いを必ず行い、なまものは避け、中まで火をよく通しましょう。冷蔵庫を過信せず、作ったらなるべく早く食べましょう。

主菜のおかずをしっかり食べよう！

のどごしの良いものばかりでは、栄養バランスが崩れてしまいます。スパイスをきかせるなど工夫して、主菜のおかずもしっかり食べましょう。

夏野菜をたっぷり食べよう！

夏の太陽をたっぷり浴びて育った夏野菜は、ビタミンやミネラルがいっぱいです。水分も多く、「食べる水分補給」にもなります。

子育て支援センターだより

── 子育て支援センター　☎82−2291 ──

イヤイヤ期は自立への第一歩！

イヤイヤ期は、発達によって２つの段階に分けられます。１歳頃から見られる、言葉で上手く伝えられないもどかしさからくるイヤイヤと、２歳頃から始まる、自分でやりたいけど上手く出来ない葛藤からくるイヤイヤの２つです。どちらも個人差がありますが、その子の感情表現の第一歩であり、成長の証としてみていきましょう。

１歳児のイヤイヤは、目の前の問題から気持ちをそらして気分転換することでおさまることも多くあります。２歳児の場合は、子どもがどうしたいのかという思いを受け止め、解決策や代替策のアドバイスをしてみたり、手を出さずに見守ったりと、その子に合わせて対応してみましょう。

「１歳までの子育てとあそび」参加してみませんか？

「１歳までの子育てとあそび」は、年に３グループ（１グループにつき５回の講座）が開催している、生後４か月から１歳までのお子さんを対象にした講座です。

１回目の「いちごグループ」には、10組の親子が参加し、和やかな雰囲気の中、ママさんたちは子育てについて学び、交流を深めていました。

８月からは２回目の「めろんグループ」が下記日程でスタートします。受講を希望される方は、お早めにセンターまでお申込みください。

①８月26日（月）
　自己紹介、ふれあい遊び
②９月４日（水）
　赤ちゃんマッサージとママフィットネス
③９月11日（水）
　身体測定と病気の話し
④９月24日（火）
　言語聴覚士の先生のお話し
⑤10月２日（水）
　赤ちゃんの栄養の話し

８月の行事予定〈時間正確にお集まりください〉

日程	内　容	時　間
６日（火）	おはなしでてこい	午前10時
９日（金）	図書交換（前日までに返却ください）	午前９時半
10日（土）	開館日（ハッピーベビー教室）	午前中
19日（月）	ボランティア懇話会	午後１時
24日（土）	開館日	午前中
26日（月）	１歳までの子育てとあそび①	午前10時
27日（火）	わくわくタイム	午前10時
30日（金）	身体測定と食育相談	午前10時

今月の相談日

家庭児童相談員	支援センター	火・水・木曜日 午前９時～午後５時（分室訪問時間を除く）	
	分室訪問	南条保育園　20日（火）	午前９時 ～ 午後１時
		坂城保育園　21日（水）	
		村上保育園　22日（木）	

○保育園分室では、育児・子育てのご相談をお受けします。また、保育園栄養士の食育相談（離乳食、幼児食、食べ方についてなど）も行っています。
○どちらも気軽に相談ができますので、希望する方は、支援センターまたは各保育園へお申込みください。

８月の子育てグループの予定

ノンタン（金曜日）
23日：アロマテラピー
リーダー：荒井 文さん

いっぱい遊ぼうグリとグラ（金曜日）
23日：水遊び＆手形メダル作り
リーダー：冨田 佐奈さん

はらぺこあおむし（金曜日）
９日：いっしょにあそぼ
リーダー：笠井 栞さん

あそびに来る方へ

開館日・時間
◇平　日　　午前９時～正午・午後２時～４時30分
◇第２・４土曜日　　午前９時～正午

センターへの持ち物
水分補給のお茶、おむつ、おしりふき、お手ふき、ティッシュ、着替え、ごみ袋、お弁当（希望者）

当番医（医科・歯科）

8月

4日(日)	もみのき内科クリニック	【千曲市寂蒔】☎(026)272-3610
	安川整形外科クリニック	【千曲市屋代】☎(026)273-6611
	たけい歯科クリニック	【千曲市鋳物師屋】☎(026)272-8000
11日(日)	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】☎(026)273-1212
	前山歯科医院	【千曲市上徳間】☎(026)276-0282
12日(月)	安里医院	【千曲市内川】☎(026)275-7800
	中沢医院	【千曲市小島】☎(026)272-0131
	竹内歯科医院	【千曲市稲荷山】☎(026)274-7050

（お盆期間中【14日(水)～16日(金)】に内科関係の医療機関を受診する場合は、各医療機関にご確認のうえ受診してください。）

14日(水)	滝沢歯科医院	【千曲市粟佐】☎(026)272-1132
15日(木)	宮原歯科医院	【　網　掛　】☎82-8711
16日(金)	林歯科医院	【千曲市上山田温泉】☎(026)275-1064
18日(日)	とぐらクリニック	【千曲市戸倉】☎(026)275-0405
	坂口整形外科	【千曲市屋代】☎(026)273-8680
	樗沼歯科医院	【千曲市内川】☎(026)261-5005
25日(日)	千曲中央病院	【千曲市杭瀬下】☎(026)273-1212
	宮原歯科医院	【　網　掛　】☎82-8711

9月

1日(日)	東信よしだ内科･リウマチ科	【上五明】☎81-1330
	あんずの里クリニック	【千曲市森】☎(026)272-1005
	こみやま歯科医院	【千曲市力石】☎81-7011

診療時間　医科：午前９時～午後５時　歯科：午前９時～正午

※都合により変更になる場合がありますので、当番医を利用される場合は、電話・新聞などでご確認ください。

乳幼児健診

実施場所：保健センター
☎82-3111(内線511、512)直通75-6230

健　診	対　象　児	受　付　日　時
４か月児健康診査	平成31年４月生	23日(金)午後１時
７か月児健康相談	平成31年１月生	27日(火)午前９時
10か月児健康相談	平成30年10月生	28日(水)午前９時
１歳児健康相談	平成30年６月生～７月生	７日(水)午前９時
１歳６か月児健康診査	平成29年12月生～平成30年１月生	８日(木)午後１時

粗大ごみの回収

４日(日)、18日(日) 午前８時30分～10時
坂城町役場　北側駐車場

対象品目
①粗大ごみ、家電６品目(有料)
②資源物のサンデーリサイクル
（びん・缶・ペットボトル・プラスチック容器包装・紙類等）
③小型家電の無料回収

６月分の家庭系可燃ごみの前年比（家庭から収集所へ出される量と直接葛尾組合に出される量の合計）

■平成30年６月分　189.94ｔ
■令和元年６月分　180.14ｔ
－9.80ｔ

ごみを減らしましょう！

いろいろな相談

心配ごと法律相談
９日(金)、20日(火)
午前９時30分～正午
役場第４・５会議室(３階)

９日は弁護士、20日は司法書士による法律相談です。相談をご希望の場合は、相談日の**３日前まで**に社会福祉協議会【☎82-2551】へ予約してください。

行政相談
19日(月) 午前９時～正午
役場第５会議室(３階)

年金相談
28日(水) 午前９時～午後４時
役場第３会議室(３階)

相談をご希望の場合は、20日(火)までに住民環境課住民係【☎82-3111(内線122)直通75-6204】へお申込みください。

障がい者(児)相談
７日･14日･21日･28日(すべて水曜日)
午後１時30分～４時
役場第５会議室(３階)

社協結婚相談
３日(土)
午前９時～正午
老人福祉センター夢の湯

広　告　枠

図書館へ行こう

町立図書館 ☎82－3371　開館時間：午前９時30分～午後６時

８月は通常より30分早く、午前９時30分に開館します。また、火～金曜日は午後７時まで開館しています。

８月の催し物

☆**おはなし会**　２階・集会室
　１日（木）午後６時～「夕涼みおはなし会」
　６日（火）午前 10 時 30 分～「あかちゃんひろば」
☆**点字・点訳講座**　午後２時～　２階・集会室
　６日（火）、20 日（火）　講師：山口静枝さん
☆**夏休み自由研究サポート教室**　講師：図書館司書ほか
　図書館司書が自由研究のお手伝いをします。カウンターでご相談ください。

おすすめの本

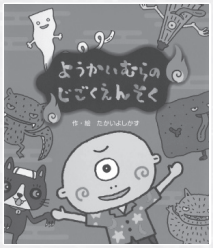

ようかいむらのじごくえんそく
（作・絵：たかいよしかず／国土社）
　くろくまくんシリーズでお馴染みの絵本作家・たかいよしかずさんの新しい「ようかいむら」シリーズです。「いったんもめん」や「ひとつめこぞう」が登場するあまり怖くない妖怪たちのお話です。
　図書館では、他にもオバケや妖怪の絵本が揃ったコーナーを作っています。

８月の休館日

■が休館

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	**5**	6	7	8	9	10
11	**12**	13	14	15	16	17
18	**19**	20	21	22	23	24
25	**26**	27	28	29	30	31

まちのうごき

令和元年７月１日現在
※（　）は前月比

世帯数：	6,218世帯	（＋19）
人　口：	14,998人	（＋13）
男　：	7,424人	（＋ 4）
女　：	7,574人	（＋ 9）

まちの交通事故

令和元年６月中
※累計は１月から
（　）は前年比

件　数：	3件	
累　計：	23件	（－ 8）
死　者：	0人	
累　計：	0人	（－ 1）
負傷者：	4人	
累　計：	33人	（－10）

防災行政無線（同報系）のお知らせ

戸別受信機の配布・取り扱いについて

○町では、全戸・全事業所を対象に無償貸与により戸別受信機の配布を行っています。防災行政無線（同報系）では屋外スピーカーと戸別受信機のほか、様々な通信手段と連携することにより防災・行政情報を発信しますが、大規模な災害が起きた際には、携帯電話やインターネットをはじめ、あらゆる通信手段が使用できなくなる可能性があります。防災行政無線（同報系）では、町専用の電波帯域を利用しているため、避難情報などを確実に配信でき、町民の皆さんの生命を守る手段として大変有効でありますので、戸別受信機の設置を推奨しています。
戸別受信機を設置されていないご家庭や事業所で設置を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

○電波受信状態などの影響により、戸別受信機から**放送が流れない・流れなくなった・音が途切れる・雑音が入る**などの状況になった場合には、**アンテナを伸ばす・アンテナの位置や受信機本体の場所を変えてみる**など、受信ができるようまずご自身でお試しください。なお、電波の受信状態に影響を与える例としては、受信機付近でＬＥＤ照明や家電製品を使用している場合などがあります。戸別受信機の設置場所を変更したい場合についても、受信機の場所を移動させ、受信できるかどうか確認をお願いします。

※ご自身で試しても受信ができない場合は、町から業者を手配し、電波の受信状況を確認しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※受信機に附属のアンテナで受信できない場合、屋外へのアンテナ設置工事をご提案する場合があります。

○戸別受信機には乾電池が内蔵されていますが、乾電池は停電などの非常時に使用できるよう、**普段は附属の AC アダプタでコンセントから電源を取ってください。**また、乾電池は残量があっても、長期間使用すると液漏れする場合がありますので、**１年毎の交換を推奨します。**（乾電池・電気代などの維持管理に係る費用は自己負担となります。）

転出・転居・死亡に伴う戸別受信機の回収等について

　各世帯・事業所に配布している戸別受信機は、無償貸与しているため、転出する場合は役場への返却が必要となります。また、町内で他の自治区へ転居する場合は、戸別受信機の地区設定の変更等が必要となるため、役場に一旦ご持参ください。設定変更完了後に設置に伺います。
　このほかにも、変更の手続きが必要な場合がありますので、戸別受信機をお持ちの方で、転出・転居する場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
　なお、一人世帯の方で、お亡くなりになった場合も役場へ返却いただきますようお願いします。

定時放送の時間

朝：午前７時　昼：午後０時30分　夜：午後８時

定時時報の時間

昼：正午　帰宅：午後６時（８月）

※上記のほか、放送を行うことがあります。
※放送内容を「聞き逃した」「もう一度聞きたい」場合は、自動応答電話サービス**☎82－1070** で確認できます。

◎**問い合わせ先**　企画政策課まち創生推進室
☎82－3111（内線 223）直通 75－6211

埴科消防ポンプ操法大会・ラッパ吹奏大会

第２分団・第10分団ともに優勝!!

６月30日(日)、千曲市大西緑地公園で、第60回埴科消防ポンプ操法大会及び第14回埴科消防ラッパ吹奏大会が開催されました。

この操法大会には、６月16日(日)に坂城町で行われた消防ポンプ操法大会【下記参照】において、ポンプ車の部で優勝した第２分団と小型ポンプの部で優勝した第10分団が、ラッパ吹奏大会にはラッパ分団が出場し、千曲市の消防団(千曲市大会上位チーム)と競技を行いました。

雨が降り続くコンディションでしたが、３分団とも日頃の訓練の成果を発揮し、第２分団と第10分団が見事優勝し、県大会への切符を手に入れ、ラッパ分団が準優勝となりました。

また、それぞれの部の出場選手の中で、指揮者、番員ごとに最も優秀な成績を収めた方が個人表彰され、第２分団の三井佑輔さん(１番員)、飯島健一さん(２番員)、宮島秀行さん(３番員)、伊東潤さん(４番員)、第10分団の松崎和也さん(指揮者)が選ばれました。

町大会結果（6月16日開催）

【ポンプ車操法の部】
優　勝　第２分団(金井)
準優勝　第９分団
(網掛・小網・月見)

【小型ポンプ操法の部】
優　勝　第10分団(上五明)
準優勝　第11分団(上平)
第３位　第６分団
(南日名・北日名・和平)

▲第２分団(金井)

▲第10分団(上五明)

▲ラッパ分団(本部付)

消防団員随時募集中!

町の消防団は、火災発生時はもちろん、地域の安全を守るために日々活動をしています。興味のある方は下記までご連絡ください。

◎連絡・問い合わせ先　☎82－3111（内線 124）　直通 75－6204

日本の伝統文化を体験

町内3小学校で能楽教室が行われました

６月10日(月)、重要無形文化財総合指定保持者で観世流の能楽師であり、坂城町特命大使の松木千俊先生と坂城謡曲会(ようきょくかい)の皆さんによる能楽教室が町内３小学校で行われました。この教室は、室町時代から続く日本の古典芸術である能楽を子どもたちに知ってもらいたいという思いで平成24年から毎年開かれています。

児童たちは、実際に舞台で使用されている能の面(おもて)をかけたり、「猩々(しょうじょう)」という曲目の謡(うたい)を練習したりして能の世界を体験しました。また、子ども能楽教室に通う児童の仕舞や松木先生の仕舞も間近で鑑賞しました。

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行　〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町役場企画政策課　☎ 0268-82-3111
直通0268-75-6211　FAX 0268-82-8307
■印　　刷　滝沢印刷合同会社

さかきまち すぐメール
配信情報
災害・防災情報　町からのお知らせ
安心・安全情報　町のイベント情報
登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。　t-sakaki@sg-m.jp
QRコード

この広報紙は再生紙で作られています。